

「新 わたしたちのまちづくり」

横芝都市計画区域の整備、開発及び保全 (都市計画区域マスタープラン) の縦覧について

No.18

横芝都市計画区域の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を決定するにあたり、町で作成した原案をもとに、町と千葉県とで協力して作業を進めてきた案がまとまりましたので、都市計画法第17条第1項の規定により縦覧します。

この方針とは、都市計画区域を一体の都市として総合的に整備・開発及び保全するために、横芝都市計画の目標、土地利用並びに都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針等を明示するものです。

縦 覧 内 容

○都市計画の案の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

○日時

10月17日(金)～31日(金)

(午前9時から午後5時まで、土・日曜日を除く)

○意見書の提出

都市計画区域内に住所のある個人・法人及び利害関係人で、この案についてご意見のある方は、縦覧期間内に意見書を提出することができます。

郵送の場合は、縦覧期間最終日の消印があるものまで有効です。

○縦覧場所・問い合わせ先

・〒289-1792 横芝町横芝636

横芝町都市整備課 (☎82-8820)

・〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県都市部都市政策課 (☎043-223-3357)

